

2025年度 自治体キヤラバン要請・懇談事項

山口県社会保険推進協議会

2. 国民健康保険について

- ① 国保料は応能負担を原則に払える保険料にすること。基金の活用や一般会計からの繰り入れ等で、国保料を引き下げる。国保の国庫負担割合を元に戻すことを国に求めること。

<p>下関市</p> <p>国民健康保険制度に関しては、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。これに伴い、都道府県が標準保険料率などを市町村に提示し、それらを参考に市町村が保険料率を決定することになっております。令和6年度は、山口県が提示した本市の標準保険料率の「応能割」と「応益割」の割合は、およそ43対57でしたが、本市では、低所得者の負担軽減などを考慮し、同割合を49対51としております。</p> <p>次に、基金の活用や一般会計の繰り入れにつきまして、本市の基金は、今後の医療費の増加に伴う保険料の急激な引上げを抑えるために活用する予定です。</p> <p>また、保険料引き下げを目的とした一般会計からの繰り入れは、県策定の「山口県国民健康保険運営方針」において、決算補充等を目的とした一般会計からの法定外繰入れと見なされ、実施した場合市町は、解消又は削減計画を作成することとされています。</p> <p>したがって、保険料を引き下げるためには、特定健康診査や特定保健指導の強化、糖尿病等の重症化予防の取組の推進及びジェネリック医薬品の使用促進などによる医療費の適正化や保険料収納率の向上による国保財政の安定化が重要であると考えています。</p> <p>また、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じるよう全国市長会を通じて要望してまいります。</p>	<p>国民健康保険は、被用者保険に比べ医療費水準が高く、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、被保険者の保険料負担は重いものと認識しています。</p> <p>しかしながら、社会保険制度である国民健康保険は、被保険者の保険料を財源とした社会保険方式で行われており、その財源は被保険者の保険料、県からの負担金が基本と考えています。</p> <p>基金の活用については、基金残高、持続可能な制度運営等を考慮しながら、被保険者にできるだけ負担の少ないものとなるよう調整してまいります。</p> <p>また、応益負担（均等割及び平等割）については、受益と負担の観点から、世帯の人数等に応じた応分の保険料負担が必要との国の見解が示されており、本市においても同様に考えています。</p> <p>なお、国庫負担割合の引上げについては、全国知事会及び全国市長会から国に対し、要望が行われています。</p>
<p>宇都市</p>	<p>国民健康保険は、被用者保険に比べ医療費水準が高く、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、被保険者の保険料負担は重いものと認識しています。</p> <p>しかしながら、社会保険制度である国民健康保険は、被保険者の保険料を財源とした社会保険方式で行われており、その財源は被保険者の保険料、県からの負担金が基本と考えています。</p> <p>基金の活用については、基金残高、持続可能な制度運営等を考慮しながら、被保険者にできるだけ負担の少ないものとなるよう調整してまいります。</p> <p>また、応益負担（均等割及び平等割）については、受益と負担の観点から、世帯の人数等に応じた応分の保険料負担が必要との国の見解が示されており、本市においても同様に考えています。</p> <p>なお、国庫負担割合の引上げについては、全国知事会及び全国市長会から国に対し、要望が行われています。</p>

<p>山陽小野田市</p>	<p>本市の被保険者の年齢構成は高齢者が多く、所得構成では200万円以下低所得の方々が大部分を占めていることもあり、所得に応じた負担である応能割の割合を引き上げ、均等割・平等割の応益割の割合を引き下げた場合、相当額の保険料収入が減少することから財政の悪化が見込まれます。このため、本市の保険料につきましては、県が県内各市町の医療費水準及び所得水準を考慮して示す標準保険料率を勧奨し、基金を活用することで年度間における保険料負担の平準化を図りつつ、適正な料率を設定してまいります。</p> <p>また、国庫負担金割合に関しましては、県や他市町と歩調を合わせ、適宜対応してまいります。</p>
<p>美祿市</p>	<p>地方税法において国民健康保険税は、応能割及び応益割により必ず賦課することとなり、当市では、応能負担である「所得割」と「応益負担である「均等割」「平等割」による3方式を採用しております。被保険者の負担軽減及び国保事業の安定的財政運営の観点から、毎年度、基金の活用を検討し保険料の見直しを行っております。令和6年度、令和7年度とも基金を投入することとし、税率等を据え置いております。</p>
<p>長門市</p>	<p>将来的には山口県が納付金ベースでの保険料水準の統一を見据えている中で、県が算出する保険料率を参考に、検討していきたいと考えています。令和7年度の保険料率については、基金の残高や前年収支を考慮し、据え置いたところですが、</p> <p>また、国民健康保険は加入者に高齢の方や所得の低い方が多く、医療費が高くなるという構造的な課題があり、保険料を抑えるには国の財源支援が不可欠であると認識しております。</p> <p>この問題は市単独で解決できるものではなく、国全体の課題であると捉えております。本市といたしましても、全国の自治体の動向を注視しつつ、国に対して財政支援を求めていく必要があると考えています。</p>
<p>萩市</p>	<p>本市の保険料については、山口県国民健康保険運営方針を踏まえ、県内保険料水準の統一に向け、県が示す標準的な保険料率となるよう、令和5年度には所得割を上げる賦課割合の調整など段階的な改正を行っております。</p> <p>一般会計からの法的外繰入については、国保加入者以外の皆様に負担を求めることとなり、引き上げはごさいません。引き続き、統一までの間は計画的に基金を活用し、適正な保険料率の設定に努めてまいります。</p> <p>また、国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化については、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、市長会等を通じて継続的に国に要請しております。</p>
<p>阿武町</p>	<p>阿武町国民健康保険は、所得割、均等割、平等割の3方式で保険料を算定してまいります。</p> <p>軽減基準所得額以下の世帯については、保険料の均等割、平等割の軽減制度があり、7割、5割、2割という所得に応じて保険料の軽減を行っています。</p> <p>保険料については、現在、県下でも安い方から2番目であり、基金の活</p>

<p>用についても必要となるときに国保世帯に対して負担軽減になるよう努めてまいります。</p> <p>一般会計からの法外繰入については、保険者努力支援制度交付金への影響も想定されるため行うべきではないと考えています。引き続き適正な保険料率の設定に努めてまいります。</p>	<p>山口市</p> <p>本市の国民健康保険料は、応能割の割合を高く設定しており、所得の低い世帯に配慮した保険料となっております。</p> <p>本市では、平成24年度から令和6年度までの間、保険料率を据え置いてまいりましたが、被保険者の減少や一人当たりの医療費の増大等により、事業費に対して保険料収入が不足する状況となりましたことから、令和7年度は保険料率を引上げる改定を行つたところです。</p> <p>基金の活用につきましては、令和5年度及び令和6年度において、合計約6億6千万円を基金から国民健康保険特別会計に繰入れて収入の不足を補填しており、令和7年度におきましても、基金からの繰入を想定した予算編成により、保険料率の引上げ幅を抑制しております。</p> <p>基金残高は年々減少しており、また、一般会計からの繰入につきましては、国民健康保険は原則として、必要な支出を被保険者からの保険料と法令に定められた交付金等の収入で賄うものと考えていますので、基金の活用や一般会計からの繰入により保険料を引下げることが難しいと考えております。</p> <p>国庫負担割合の引上げにつきましては、引き続き市長会等を通じ国に対して要望してまいりたいと考えております。</p>
<p>防府市</p>	<p>本市の国保財政は、被保険者数の減少に伴い保険料収入は減少する一方、一人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、令和5年度決算から赤字となっております。今後も収入減少、支出増加が見込まれ、厳しい状況が続くものと考えておりますが、この財源不足については基金を活用しながら、1年でも長く現行の保険料水準を維持したいと考えております。</p> <p>なお、一般会計からの繰入金は、仮に一般会計から国保特会に法定外繰出をすれば、特別調整交付金の算定に影響を与え、交付金を受けられなくなる可能性があり、ひいては保険料にも悪影響を及ぼすことになるため、法定外繰入は難しいと考えています。</p> <p>国庫負担割合については、全国市長会が国に対して、国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図ることを提言されています。</p>
<p>周南市</p>	<p>保険料の賦課については、所得に応じた応能負担と保険給付に応じた応益負担を定めることが定められており、このことは、負担の公平性や安定的な制度運営の観点からも不可欠であると考えています。</p> <p>また、一定の所得を下回る世帯に対しては保険料の軽減措置があり負担を軽減しています。</p> <p>なお、本市では平成30年度から基金を活用することで、県が示す標準保険料率より保険料を引き下げられており、被保険者の負担軽減に努めています。</p> <p>国庫負担割合の拡充については、全国市長会を通じ、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう重点提言として国に提出されており、今後も動向</p>

<p>下松市</p>	<p>を注視してまいります。</p> <p>保険料の算定につきましては、所得割で被保険者の所得状況を勘案し、所得の状況に応じて支払える保険税になるよう努めております。令和5年度には基金の活用等により、保険料率の引き下げを行っており、令和6年度の保険料率も据え置くことといたしました。</p> <p>今後、将来的な財政運営を見極めつつ、基金活用や適正な保険料率の設定に努めてまいります。</p>
<p>光市</p>	<p>本市では、平成28年度、令和2年度に、低所得者に配慮した「平等割額」及び「均等割額」の引き下げを実施し、県内でも低い水準の税率を設定しています。今後も、将来にわたり安定的に国民健康保険制度を維持することができよう、所得等に応じた費用負担のもと、適切な税率を検討したいと考えています。</p> <p>また、国庫負担割合については、全国市長会が引上げを要望していることから、引き続き、全国市長会を通じて、国に要望してまいります。</p>
<p>田布施町</p>	<p>本町では基金を活用し、令和4年度において全体的な税率の引き下げを行っております。また、令和6年度も医療分の平等割を引下げるなど被保険者に配慮した対応を行っております。</p> <p>国庫負担割合につきましても、本町のみで対応できる課題ではありませんが、県を通じて国に要望する機会がありましたら、要望活動を行いたいと思います。</p>
<p>平生町</p>	<p>国保税の賦課割合については、応能割55%、応益割45%であり、応能負担に比重を置いた割合としています。国保税の税率については、基金から2,191万円を繰り入れ保険税に充当することにより、税率を引き下げさせていただきます。</p> <p>国保の国庫負担割合については、機会を捉え、国や県に要望してまいります。</p>
<p>上関町</p>	<p>今年度は医療分均等割について8.5%から7.0%に引き下げました。次年度についても引き下げる方向で検討中です。収支で不足分につきましては、基金を取り崩し補填する予定です。負担軽減対策については、国に引き続き求めていきます。</p>
<p>柳井市</p>	<p>山口県国民健康保険運営方針の中で、当面保険料水準が統一されることにはならないが、将来的には保険料水準の統一を目指すと考えております。本市としては、必要に応じて、基金の繰入れ等により、保険料負担が急激に上昇することがないように、対応してまいることとしております。</p>
<p>周防大島町</p>	<p>国民健康保険税につきましては、加入者1人当たりで負担いただく均等割と1世帯当たり定額で負担していただく平等割とがあり、これらを合わせた応能割合が国保税の概ね50%となるように設定されております。</p> <p>本町の場合、今年度の課税時で、国保世帯で所得のない方と所得43万円以下の所得割の発生しない方が、合わせて約6割、また全体の約7割の世帯が軽減世帯となっております。このような状況下で応能負担へウエイトをシフトすることは税負担の著しい不均衡を招いてしまう恐れがあると考えております。</p>

	<p>また、保険制度であることや特別会計という性格からみましても、基本的には被保険者の皆さまにそれぞれ応分のご負担をお願いすることが原則であると思っております。</p> <p>国保税の引き下げにつきましては、基金の活用、国保会計の収支の状況など、将来においても安定した財政運営を確保するために、国保関係部署との十分な協議を行ったうえで、判断を行う必要があると考えております。そのことを踏まえ、令和6年度に全世帯が引き下げの恩恵を受けられるよう税率を見直し、今年度から実施しております。今後は、全国的に進行中である県単位における保険料水準の統一化や物価高騰に伴う診療報酬の改定なども考慮しつつ、当分の間3年ごとに見直しをしたいと考えております。</p>
<p>岩国市</p>	<p>保険料率決定に際しましては、今後においても、基金を活用するなど、被保険者にとつて過度な負担となる急激な保険料率の上昇につながらないよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、国保の国庫負担割合については、本年6月4日、全国市長会の「国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言」として、「国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること」、「国保の安定的かつ持続的運営ができれば、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること」を国に要請しております。</p> <p>今後におきましても、あらゆる機会を捉え、山口県や県内他市町と連携し、その実現に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>和木町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和木町では、保険料の算定方法は、3方式（応能負担；所得割額、応益負担；均等割額、平等割額）を採用しております。国民健康保険法施行令において、所得割額：50%、均等割額：35%、平等割額：15%と標準負担割合が規定されております。 ・基金は、保険料の急激な増加を招かないよう調整するために活用しています。 ・国庫負担割合は検討します。

② 18歳までの「子どもの均等割り」の対象から外し国保税の徴収をしないこと。国に対して「子どもの均等割り」の部分で、国庫負担とすることを求めること。さしあたって貴自治体として、18歳未満の子どもの保険料を減免すること。

<p>下関市</p>	<p>子どもに係る国民健康保険料の均等割額の軽減に関しましては、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、令和4年4月1日より、小学校入学前までの子どもを対象として、均等割額の5割を軽減しております。自治体の中には、子どもに係る保険料の均等割額を独自に減免しているところもありますが、厚生労働省は、国民健康保険の「相互扶助」の理念から、「免除」ではなく「軽減」の方針としているため、「適切」とは言えない旨の通知を出しております。</p> <p>このことから、全国市長会では、「子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充すること」という内容で国に要望を行っており、本市としても、引き続き、全国市長会などを通じて、制度の拡充とそのため財源確保を国に要望したいと考えております。</p>
<p>宇都市</p>	<p>「子どもの均等割り」については、令和4年度から未就学児の均等割の5割軽減を実施し、軽減分は国庫負担等で賄われているところですが、なお、18歳までの子どもの均等割の免除については、令和6年2月、本市からの提案を受け、山口県市長会から山口県知事に対し要望したところであり、全国知事会及び全国市長会から国に対して同様の要望が行われております。本市においては、国の制度化に先駆け、独自に減免することは考えておりません。</p>
<p>山陽小野田市</p>	<p>本市としましては、子どもにかかる保険料の軽減対策を実施するために、制度上の制約や保険料の減収に伴う財政上の課題があるなどから、独自の取組については困難であると考えております。</p> <p>子ども・子育て支援の充実が重要であると認識しておりますので、今後、国に対する制度の見直しや財政措置等の要望につきましては、県や他市町と協調し、適切に対応してまいります。</p>
<p>美祿市</p>	<p>現在、子どもに係る均等割保険税の軽減措置については、地方税法施行令に基づき未就学児を対象に5割軽減しており、軽減分の負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされています。また、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金分については18歳以下の均等割保険税の全額軽減の方針が国から示されており、市としても同様に対応してまいります。</p> <p>子育て支援は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であるため、軽減の対象年齢や軽減割合の拡大と併せて、必要な財源の確保等、制度の拡充について国に対し全国市長会等から引き続き要望してまいります。</p>
<p>長門市</p>	<p>現在、本市では独自で18歳未満の多子世帯減免を行っています。将来的には県内の納付金ベースでの保険料水準の統一の中で18歳未満の子どもの保険料の減免についても、考えて参りたいと思います。</p> <p>また、子育て世帯の負担軽減は重要な課題であると認識しております。ご要望の「子どもの均等割」の公費負担につきましては、市単独で解決</p>

	<p>できる問題ではないため、全国の自治体の動向を注視しつつ、国に対して財政支援を求めたい必要があると考えております。</p> <p>国民健康保険法改正により、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、令和4年度分の保険料から未就学児の均等割保険料の5割を軽減しておりますが、更なる対象者の拡充及び国庫負担については、山口県市長会を通じて、国への重点提言として要請しております。引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、本市独自の減免については、減収分の財源確保に課題があること及び県内保険料水準の統一を控えていることから難しいものと考えております。</p>
萩市	<p>令和3年6月に公布された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険法が改正され、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、令和4年度から、未就学児の均等割保険料の軽減措置で均等割保険料を5割軽減しています。今後も子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割りの年齢や減額幅の拡充等について要望していきたいと考えています。</p>
阿武町	<p>国民健康保険制度では、18歳までの子どものうち未就学児につきましては、国・県・市のお費により均等割保険料を5割軽減することが制度の中に位置づけられております。</p> <p>保険料の減額を含む賦課に関する事項につきましては、国民健康保険法において、「政令で定める基準に従って条例又は規約で定める」とされており、国は、国の基準を超えて独自に保険料の軽減を行うことはできず、国の見解を示しています。</p> <p>財源の面からも、市が独自に軽減を行う場合は、基本的には保険料で賄うこととなり、保険料率の引上げにつながる可能性もございますことから、本市が独自に18歳までの子ども均等割保険料を減免することは、難しいと考えております。</p> <p>子どもの均等割保険料の軽減につきましては、国による統一的な制度の下で対応する必要があると考えており、国の責任において財政措置も含めた適切な制度設計がなされるよう、引き続き市長会等を通じて国に対して要望してまいります。</p>
山口市	<p>「子どもの均等割り」については、全国市長会が国に対して、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度を拡充することを提言されています。</p> <p>なお、国は、個々の事情によらず、一律に保険料の減免を行うことは適切でないとしており、本市独自で減額を行うことは難しいと考えております。</p>
防府市	<p>国民健康保険法では、保険料を徴収しなければならぬことや、減額賦課や徴収等について政令の基準に従い条例で規定することが定められています。</p> <p>国民健康保険制度では、未就学児を対象とし、均等割保険料を5割に軽減する「子どもに係る国民健康保険料の均等割額の軽減措置」を実施して</p>
周南市	

	<p>いますが、子育て世代の支援に向け、対象年齢や軽減割合の拡充は必要とされています。</p> <p>この軽減措置については、全国市長会において、「必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること」として、国に対し提言がされているところです。</p>
下松市	<p>「子どもの均等割」は、法改正に基づき未就学児の均等割額を半額に減額しておりますが、市独自の制度として拡充することにつきましては、減免に係る費用を他の被保険者が負担することになるため、考えておりません。引き続き全国市長会等を通じて、制度の拡充を要望してまいります。</p>
光市	<p>本市では、「おっぱい都市宣言」のまちとして、令和2年度から、18歳未満の子どもの3人以上いる世帯の3人目以降の均等割額を全額免除する、本市独自の均等割減免制度を継続実施しています。子どもの均等割の国庫負担については、引き続き、国の責任において必要な財源を確保し、制度の拡充が図られるよう要望してまいります。</p>
田布施町	<p>未就学児均等割軽減が令和4年度から実施されており、本町といたしましては町単独での減免は考えておりません。国の動向等を注視し負担軽減に努めて参ります。</p>
平生町	<p>未就学児に対しては均等割の徴収はしていませんが、未就学児を除く18歳までの被保険者に対する均等割の徴収については、免除の予定はありません。国に対しては、県や他市町の動向を踏まえ、国庫負担を要望してまいります。また、18歳未満の被保険者に対しては、法令に基づく低所得世帯への減免は行っていますが、町単独での減免の予定はありません。</p>
上関町	<p>子供の均等割りは、国の補助により半額となっておりますが、引き続き国に対して減額をお願いしていきます。減免については、現在県内での保険料水準の統一化に向け動いているため単独で新規の減免規定を設けることは困難であり、他自治体の動向をうかがいつつ検討を進めてまいります。</p>
柳井市	<p>子どもに係る均等割（税）につきましては、市長会を通じて、必要な財源を確保した上での制度拡充を要望しているところであり、国民健康保険では、すべての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、子どもを含めた被保険者の人数に応じて一定の負担を頂くことを基本としております。</p> <p>18歳までの子どもを「均等割り」の対象から外し、国税の徴収を行わないこととした場合、財源確保のためにそれに見合う保険税を他の世帯や個人に求めることとなりますので、負担の公平性が損なわれる懸念があります。</p>
周防大島町	<p>現行制度において、所得の水準に応じて均等割・平等割を最大7割軽減する措置が講じられております。また、未就学児の均等割の軽減措置は、この軽減後の保険税を半額にするため、所得の低い世帯の子どもについてもついては、最大8.5割の軽減となります。</p> <p>まずは、この制度をしっかりと運用していき、さらなる対象範囲の拡大等については、今後も国の動向等を注視しつつ、単位化された県の考えや近隣市町の状況等を参考に検討していきたいと考えております。</p>

岩国市	<p>国保税（税）「子ども均等割り」につきまして、国は、国民健康保険で全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料（税）として世帯の人数に応じた分の保険料（税）の負担をいただく必要が有ると考えており、所得の低い方にも一定割合の負担をいただく必要が有るとも考慮して、その全額を免除することは適当ではなく、軽減することとしております。そうした中で、「子ども均等割り」については、令和4年度より未就学児を対象として均等割保険料の5割、その均等割保険料が低所得者軽減の対象となっている場合は、当該軽減をした後の均等割保険料の5割の減額が実施されております。</p> <p>なお、「子ども均等割り」の部分为国庫負担とすることを求めることにつきましては、本年6月4日、全国市長会の「国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言」として、「子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること」を国に要請しております。</p> <p>「さしあたって市独自に18歳未満の子どもの保険料を減免すること」に応じましては、市町村ごとの対応でなく、国の負担と責任により適切に対応が図られるべきものと考えております。</p> <p>厚生労働省の見解としても、「自治体独自の減免を行う根拠となる国民健康保険法第77条の規定は、災害等個々の事情に応じて判断するものであり、個々の事情によらず一律に減免することは適切でない」とされています。歳未満の子どもの保険料を減免することは適切でない」とされています。今後におきましても、あらゆる機会を捉え、山口県や県内他市町と連携し、その実現に向けて取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じた分の保険料（税）の負担を必要があるという国の考えに基づき、国保税（税）「子ども均等割り」の徴収を行っております。 ・国に対する「子ども均等割り」については、検討します。 ・令和4年4月より、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が講じられており、全世界の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費（国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）により軽減しています。
和木町	

③ マイナ保険証を所持しているか否かに関わらず、国民健康保険被保険者全員に「資格確認書」を交付すること。マイナ保険証の利用登録者に対し、マイナカード本体や電子証明書の有効期限を通知すること。

下関市	<p>下関市国民健康保険において、令和7年6月時点でのマイナ保険証利用率は50.05%となっており、普及が進んでいると考えられています。また、マイナ保険証をお持ちでない方については、当分の間、申請いただくことなく資格確認書が交付されるため、現行の取り扱いにおいて何ら都合はないと考えております。そのため、マイナ保険証を所持しているか否かに関わらず、国民健康保険被保険者全員に「資格確認書」を交付することについては、必要と考えておりません。</p> <p>マイナ保険証の利用登録者に対し、マイナカード本体や電子証明書の有効期限を通知することにつきましては、カード発行部局より通知されているため、重複した対応は行いません。</p>
宇部市	<p>令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行により、本市においても法令等に従い事務を行っており、市独自で被保険者全員に「資格確認書」を交付することは考えておりません。</p> <p>また、国民健康保険では、被保険者のマイナンバーカード本体及び電子証明書の有効期限の情報を所持しておりません。</p> <p>マイナナンバーカードをお持ちの方には、カード本体及び電子証明書有効期限の2～3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から更新案内が送付されるほか、医療機関等の資格確認の際には、カードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手続を行うようアラートが表示されます。</p>
山陽小野田市	<p>マイナ保険証については、マイナンバー法等の一部改正法や国民健康保険法等の関係法令に則り、保険者として必要な事務を行ってまいります。</p> <p>また、資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方だけでなく、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方、要配慮者の方等に対しても、法令や国の方針に基づき適正に交付しております。</p>
美祇市	<p>マイナ保険証の有効期限につきましては、マイナンバーカード本体の有効期限は発行時に印字されており、また電子証明書については有効期限到来前に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限通知書が送付される仕組みとなっております。マイナ保険証の利用登録をされているかどうかに関わらず、カードや電子証明書の期限管理については全国一律の制度に基づき運用されております。そのため、市独自でマイナ保険証利用登録者に限って有効期限を個別に通知する仕組みは設けておりません。</p> <p>保険証廃止に伴い、マイナ保険証を所持していない国民健康保険者には「資格確認書」を交付しています。マイナ保険証を所持している人でも、医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難で配慮が必要な被保険者については申請により「資格確認書」を交付することとして丁寧な対策に努めています。</p> <p>また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限については、地方公共団体情報システム機構から概ね有効期限の2～3ヶ月前を目途に「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が送付されています。</p>

長門市	「資格確認書」は、健康保険証の廃止後、マイナ保険証の登録がない方などへ交付されるものです。 本市といたしましては、国の制度に基づき、交付対象となる方へ確実に資格確認書をお届けすることに注力するため、現時点では被保険者全員への一斉交付は行わず定はございません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 また、マイナンバーカード本体及び電子証明書の有効期限に関する通知につきましては、有効期限を迎える方に対し、その2～3カ月前を目途に更新のご案内を送付しています。 本市という、周知徹底が重要であると認識しております。 本市では、国の方針どおり「資格確認書」を発行しており、マイナ保険証での受診が困難な方には、申し出により資格確認書を交付していただきます。また、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限については、有効期限の2～3ヶ月前を目途に、通知書が届きます。なお、有効期限が切れてからも3ヶ月前は引き続きマイナ保険証で受診できる仕組みとなっております。
萩市	本市では、国の方針どおり「資格確認書」を発行しており、マイナ保険証での受診が困難な方には、申し出により資格確認書を交付していただきます。また、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限については、有効期限の2～3ヶ月前を目途に、通知書が届きます。なお、有効期限が切れてからも3ヶ月前は引き続きマイナ保険証で受診できる仕組みとなっております。
阿武町	医療機関での受診が困難な方など、交付を希望される方には個別に対応し、資格確認書を交付しております。また、有効期限につきましては、国からの通知を活用し、適切な情報提供に努めております。
山口市	資格確認書は、国民健康保険法第9条等において、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に申請により交付することとされており、本市といたしましては、マイナ保険証を登録されている方への資格確認書の一律交付は現時点では考えていないと考えています。今後、通知等により国の統一的な見解が示された際には、その内容を確認し適切に対応してまいります。 マイナンバーカード本体や電子証明書の更新手続きにつきましては、マイナ保険証の有無に関わらず、有効期限の2～3カ月前に国から本人に手続案内が郵送されておりますことから、本市から同様の案内を行うことは考えていないと考えています。なお、マイナ保険証は、電子証明書の有効期限が切れても、有効期限から3カ月前は医療機関等の受診に利用できますこと、また、本市では、山口市国保のマイナ保険証登録者の有効期限切れの有無を月に1度は確認しており、有効期限切れを把握した際は、速やかに資格確認書を交付しておりますことを申し上げます。
防府市	資格確認書は、法律上、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に交付することとされています。また、一律に資格確認書を交付する必要があるという国の見解が示されているため、現時点では被保険者全員への交付は考えておりませんが、今後国の方針に変更があれば、適切に対応していきたいと考えております。 マイナ保険証の利用者に対する有効期限の通知については、有効期限の2～3カ月前を目途に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限

周南市	通知書が送付されるため、保険者として通知する必要はないと考えております。 資格確認書は、制度上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるとき交付するものとされています。 一方で、後期高齢医療制度では、IT機器等に不慣れなどの理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要するため、令和8年8月まで暫定的に全ての被保険者に資格確認書を交付しているところです。 しかし、国民健康保険では、様々な年代の方などが含まれており、後期高齢者医療制度のように、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する状況ではなく、制度の趣旨等を踏まえると、被保険者全員に資格確認書を交付する状況ではないと考えています。 また、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限については、地方公共団体情報システム機構から期限到来の約3カ月前に有効期限通知書が送付されることとなっております。 資格確認書の交付については、後期高齢者医療制度の対応を含め、今後も国の動向を注視してまいります。
下松市	従来は被保険者証が有効期限を迎えるに当たり、令和7年7月に、マイナ保険証を所持する被保険者に対して「資格情報のお知らせ」を送付したところであり、大きな混乱は生じていないと認識しております。 また、マイナ保険証を所持する要配慮者については、申出により資格確認書を即日交付しているところがあります。 なお、マイナンバーカードの有効期限等は、国の機関から、事前に通知されていると承知しております。
光市	資格確認書は、法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされており、国において、「国保には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のようにマイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が高い」と言える状況ではなく、全員に一律に資格確認書を交付する状況ではない」との見解が示されていることから、本市では原則どおり、マイナ保険証をお持ちでない場合に資格確認書を交付することとしています。 マイナンバーカードの有効期限については、国から送付される有効期限通知書のほか、医療機関等に設置されているカードリーダーにおいて電子証明書の有効期限のアラートが表示されるなど、有効期限についての周知が図られていることから、個別通知を行っていません。
田布施町	被保険者全員に資格確認書を交付することは、電算システム等の関係上困難です。運用については、国の通知等に基づき対応します。マイナンバーに関する有効期限の通知は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から通知されます。当課として、利用登録された被保険者全員に有効期限等を知することは、マンパワー的に困難です。
平生町	国からの通知及び県の「資格確認書を交付等に係る参考基準」に基づき、マイナ保険証を登録している人には「資格情報のお知らせ」を交付していただきますが、「資格確認書」の交付を希望する人に対しては、申請により交付して

上関町	<p>います。また、有効期限の通知については、地方公共団体情報システム機構から通知しているため、町独自で通知することは予定していません。</p> <p>国の方針もあるため一律交付につきまちは困難ですが、資格確認書を必要とする方が医療を受ける際に差し障りがないよう、柔軟な対応に努めてまいります。</p> <p>マイナナンバーカード等の有効期限につきまちは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より有効期限の2～3ヶ月前に更新のお知らせを送付しております。また、医療機関にて顔認証付きカードリーダーを利用する際、有効期限が3ヶ月未満の方に關しては有効期限が迫っていることを通知する仕組みとなっております。</p>
柳井市	<p>マイナナンバーカードの健康保険証利用登録を行ったが、マイナ保険証の所持を希望しない人は、保険者に利用登録の解除申請を行うか、国が例示した対象者は利用登録の解除をすることなく交付申請をすることで「資格確認書」が交付されます。</p> <p>マイナ保険証の利用ができない理由の一つとして、電子証明書が無効になっていることは確認できますが、有効期限の把握はできていません。</p> <p>なお、マイナナンバーカード本体や電子証明書の有効期限の通知は国民健康保険加入者に限らず別途通知されています。</p>
周防大島町	<p>マイナ保険証を所持している方には原則、資格確認書の発行は行っておりませんが、必要な方に対しては申請により資格確認書を発行しております。また、ご自身でマイナ保険証を使用する事が難しい等の配慮が必要な方は、一度申請して頂くと、資格確認書を更新時にお送りしております。</p> <p>なお、マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限については、健康増進課で把握することは出来ません。</p> <p>被保険者に対しては、有効期限が切れる3ヶ月前から有効期限までの間は、受診の際にカードリーダーに「有効期限が切れるお知らせ」が出るようになっています。有効期限切れの翌日からは、「有効期限切れ」のお知らせを表示しますが、3ヶ月間はマイナ保険証での受診が可能となっております。</p> <p>健康増進課としては、情報連携システムからの情報により、有効期限から当月末で3ヶ月を過ぎると被保険者に対しては、電子証明書の再発行の手続きを促すとともに、資格確認書を送付しております。</p>
岩国市	<p>国民健康保険被保険者全員に「資格確認書」を交付することにつきまして、厚生労働省の見解では「国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではない」とされています。</p> <p>国民健康保険被保険者全員に「資格確認書」を交付することにより、マイナ保険証の利用率が減少し、マイナ保険証の利用による「より良い医療の受診」「確定申告医療費控除の簡素化」「手続きなしでの限度超過額支払い免除」</p>

	<p>「医療現場の事務負担軽減」の利点を享受することが減少することが懸念されます。</p> <p>また、本市においては、マイナ保険証の登録率が7割を超えており、高齢者施設や福祉施設等の利用者に対する「資格確認書」の交付、申請によりマイナ保険証の登録を解除し「資格確認書」の即時発行が可能であることから、国民健康保険被保険者全員に「資格確認書」を交付する必要性は必ずしも高くないと考えております。</p> <p>マイナナンバーカード本体や電子証明書の有効期限の通知につきましては、現在、有効期限切れの対象者に対し通知するとともに「資格確認書」も同封しております。</p> <p>また、マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限後3か月間はオンライン資格確認が可能ですが、その期間中に通知書及び「資格確認書」を送付するよう取り組んでおります。</p> <p>今後、マイナ保険証の利用を基本としつつも、マイナナンバーカードをお持ちでない方やマイナナンバーカードは所持しているが保険証の利用登録をされていない方へ、これまでどおり医療機関・薬局等で受診などができよう、申請によらず「資格確認書」を適宜交付しつつ、またマイナ保険証をお持ちでも、マイナ保険証での受診等が困難な方、いわゆる要配慮者に対しても対応してまいります。</p>
和木町	<p>・資格確認書の交付については、山口県が策定する参考基準に準拠してまいります。</p> <p>・マイナカード本体や電子証明書の有効期限を通知することに関しては、有効期限の2ヶ月前から3ヶ月前をめぐり、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から「マイナナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が届くため、マイナ保険証利用者に対し、個別に有効期限を通知することとは考えていません。</p>

④ 国保など医療保険制度は医療給付・傷病手当等を対象に給付する制度です。子ども・子育て制度の財源として新たに「支援金」が医療保険料に賦課されることは、制度の趣旨に反します。子ども・子育て支援の財源は、直接税での捻出を国に求めると、	山口市	国は子ども・子育て支援金制度について、「子ども・子育て支援納付金を充てる給付及び事業は、健康保険法等に基づく保険給付や事業と同様の趣旨のものであって、同法第一条等に規定する目的の達成に寄与することから、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を同法等に基づく保険料等として徴収するという制度設計は妥当」としています。
現行医療保険は、すでに後期高齢者医療支援金分や、45歳から65歳被保険者の介護保険料など保険料と合わせて徴収を行っているところですが、今後、子ども・子育て支援金が創設され、医療保険にて支援金を徴収することは制度として定められたところであり、制度運営につきましては、国の動向を注視してまいります。	防府市	直接税での捻出を国に求めることは考えておりませんが、国の制度に沿って適切に運営していきたいと考えています。
子ども・子育て支援金制度は、社会保険制度の基盤である社会連帯の理念に基づき、全世代・全経済主体が協力して子どもや子育て世帯を支える仕組みです。	周南市	医療保険制度は、疾病、負傷のみならず出産等に関する保険給付を行うことを目的とし、その対象は広範囲に及ぶものとなっており、全ての世代による連帯の仕組みとなっています。
国民健康保険などの医療保険制度は、加入者の皆さまが病氣やけがをされた際に医療費の一部を給付するなど、従来から医療に関する給付を目的として運営されております。	下松市	子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯を支える新しい分ち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、拠出を求める制度であると認識しております。
一方で、現在国においては、こども未来戦略に基づく「子ども・子育て支援」政策に充てる財源を確保するため、新たに「支援金」を保険料に含めて徴収する仕組みを導入する方針が示されています。これにつきましては、国の施策として制度設計が進められているものであり、市としてはその方針に基づき適切に制度運営を行う立場にあります。	光市	国は、「子ども・子育て支援金制度」は社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みとしており、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることにつながる等の理由から、医療保険料とあわせて拠出することとしています。こうした制度の意義や内容について、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知・広報を行うよう、全国市長会を通じて、国に要望してまいります。
国において決定されるものであり、市としては、国が定めた方針に基づき適正に運用してまいります。	田布施町	本町のみに対応できる課題ではありませんが、今般とも、国等の対応をしていきます。
子ども・子育て制度については、具体的な制度設計は国において決定されているものであり、本市としては独自に判断できるものではありません。国の定めた方針に基づきまして、適切に対応して参りたいと思います。	平生町	医療保険制度及び子ども・子育て支援金制度の趣旨を理解し、県や他市町の動向を踏まえ、国への要望を検討します。
子ども・子育て支援金制度は、全世代で支え合う社会保険制度の一部と位置付けられており、医療保険制度を通じて支援金を徴収することとなっております。また、支援金制度について、国は「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない」としてしております。今後、国保財政への影響について注視してまいります。	上関町	意見調査等があった際には国に求めていきます。
子ども・子育て支援金の医療保険料への賦課につきましては、医療保険制度の本来の趣旨との整合性や、加入者への負担の公平性など、さまざま観点から慎重な検討が必要であると認識しております。今後も国や県、ならびに近隣市町の対応状況を注視しながら、適切な対応を検討してまいります。	柳井市	子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負います。

④ 国保など医療保険制度は医療給付・傷病手当等を対象に給付する制度です。子ども・子育て制度の財源として新たに「支援金」が医療保険料に賦課されることは、制度の趣旨に反します。子ども・子育て支援の財源は、直接税での捻出を国に求めると、	山口市	国は子ども・子育て支援金制度について、「子ども・子育て支援納付金を充てる給付及び事業は、健康保険法等に基づく保険給付や事業と同様の趣旨のものであって、同法第一条等に規定する目的の達成に寄与することから、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を同法等に基づく保険料等として徴収するという制度設計は妥当」としています。
現行医療保険は、すでに後期高齢者医療支援金分や、45歳から65歳被保険者の介護保険料など保険料と合わせて徴収を行っているところですが、今後、子ども・子育て支援金が創設され、医療保険にて支援金を徴収することは制度として定められたところであり、制度運営につきましては、国の動向を注視してまいります。	防府市	直接税での捻出を国に求めることは考えておりませんが、国の制度に沿って適切に運営していきたいと考えています。
子ども・子育て支援金制度は、社会保険制度の基盤である社会連帯の理念に基づき、全世代・全経済主体が協力して子どもや子育て世帯を支える仕組みです。	周南市	医療保険制度は、疾病、負傷のみならず出産等に関する保険給付を行うことを目的とし、その対象は広範囲に及ぶものとなっており、全ての世代による連帯の仕組みとなっています。
国民健康保険などの医療保険制度は、加入者の皆さまが病氣やけがをされた際に医療費の一部を給付するなど、従来から医療に関する給付を目的として運営されております。	下松市	子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯を支える新しい分ち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、拠出を求める制度であると認識しております。
一方で、現在国においては、こども未来戦略に基づく「子ども・子育て支援」政策に充てる財源を確保するため、新たに「支援金」を保険料に含めて徴収する仕組みを導入する方針が示されています。これにつきましては、国の施策として制度設計が進められているものであり、市としてはその方針に基づき適切に制度運営を行う立場にあります。	光市	国は、「子ども・子育て支援金制度」は社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みとしており、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることにつながる等の理由から、医療保険料とあわせて拠出することとしています。こうした制度の意義や内容について、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知・広報を行うよう、全国市長会を通じて、国に要望してまいります。
国において決定されるものであり、市としては、国が定めた方針に基づき適正に運用してまいります。	田布施町	本町のみに対応できる課題ではありませんが、今般とも、国等の対応をしていきます。
子ども・子育て制度については、具体的な制度設計は国において決定されているものであり、本市としては独自に判断できるものではありません。国の定めた方針に基づきまして、適切に対応して参りたいと思います。	平生町	医療保険制度及び子ども・子育て支援金制度の趣旨を理解し、県や他市町の動向を踏まえ、国への要望を検討します。
子ども・子育て支援金制度は、全世代で支え合う社会保険制度の一部と位置付けられており、医療保険制度を通じて支援金を徴収することとなっております。また、支援金制度について、国は「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない」としてしております。今後、国保財政への影響について注視してまいります。	上関町	意見調査等があった際には国に求めていきます。
子ども・子育て支援金の医療保険料への賦課につきましては、医療保険制度の本来の趣旨との整合性や、加入者への負担の公平性など、さまざま観点から慎重な検討が必要であると認識しております。今後も国や県、ならびに近隣市町の対応状況を注視しながら、適切な対応を検討してまいります。	柳井市	子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負います。

2025年度 自治体キヤラバン要請・懇談事項

山口県社会保険推進協議会

3. 介護保険制度について

① 貴自治体の第9期介護保険事業計画を提供していただくこと。

下関市	令和6年3月に策定しました第九次下関市いきいきシニアプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)を提供いたします。
宇部市	※第9期宇部市高齢者福祉計画については、別添の資料のとおり
山陽小野田市	提供いたします。
美祿市	(冊子を提供)
長門市	別添のとおり
萩市	別添 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
阿武町	別添 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
山口市	別添(「第九次山口市介護保険事業計画」)のとおりです。
防府市	別添のとおり
周南市	介護保険事業計画と老人保健福祉計画を合わせた「高齢者プラン」については、市ホームページ上での公開のほか、希望者には、高齢者プランの冊子を配布させていただいておりますので、提供することができます。
下松市	当市の第9期介護保険事業計画について、別紙のとおり提供いたします。 なお、当該事業計画につきましては、当市のホームページにおいて公開しております。公開先URLは、 https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chouju/fukusi/seisaku/documents/6_dai5syout.pdf であります。
光市	別紙のとおり提供します。※当日提供
田布施町	別紙のとおり
平生町	別紙のとおりです。
上関町	提供します。
柳井市	必要に応じて、提供いたします。
周防大島町	別冊
岩国市	岩国市高齢者保健福祉計画(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)を提出します。
和木町	・別紙のとおり提供します。なお、ホームページでも公開しております。

周防大島町	<p>務を負うことが定められました。納付金に充てる子ども・子育て支援金については、健康保険法において保険料と位置づけられているため、今後の議論を注視していきたいと考えております。</p> <p>制度の趣旨については、国において検討が行われ、法令等で規定されるべきことでありますが、医療保険制度に組み込むことにより、所得割のみならず所得水準に応じて均等割・平等割を最大7割軽減する措置など、所得の低い方への配慮を図ることができるのではないかと考えております。</p> <p>更に、国民健康保険においては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのことにも係る支援金の均等割額の軽減措置を講じると聞かれています。</p> <p>今後は、状況に応じて町村会などを通じ、県や国へ要望等を行ってまいります。</p>
岩国市	<p>医療保険制度は職課対象者が広く、全ての世代による連帯の仕組みとなっており、疾病、負傷等のみならず出産に関する保険給付を行うことも目的としています。加えて、歴史的に見て保険給付の対象範囲が徐々に広がりをもってきております。</p> <p>子ども・子育て支援金の法的性格につきまして、国の見解では、「社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どももたらや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される」とされています。</p> <p>この支援金を充てる事業は、その実施により、少子化・人口減少に歯止めをかけた担い手を維持することを通じて医療保険制度の持続可能性を高めることで被保険者の受益につながるものと考えております。</p> <p>また、この支援金は法律上保険料として規定していても、少子化対策のために法定される事業に充てられるため、介護保険料同様に一般保険料とは区分されており、医療保険料の流用には当たらないとされています。</p> <p>令和8年度から創設される子ども・子育て支援金については、被保険者の過度な負担とならないよう、適切な料率を設定するよう取り組んでまいります。</p>
和木町	・検討します。

② 高齢者世帯や高齢独居者が激増する中で、在宅介護事業所及び職員が減少しています。物価高騰、最賃引き上げ、介護報酬マイナース改定が大打撃となっており、次回の介護報酬改定まで、介護事業者へ介護保険財政調整基金積立金を財源に財政支援すること。

下関市	介護人材の確保は本市においても喫緊の課題と認識しております。市内の介護サービス事業所における介護人材の確保と就労定着を指し、令和3年度より介護人材確保支援事業を実施しており、就労定着支援金の支給等、様々な施策を展開しております。また、エネルギー価格の高騰に係る負担軽減を図るため、介護保険施設等の入所施設及び通所事業所に対して、令和7年度に支援金の交付を行いました。今後の国の施策や他市の動向を注視し、介護事業者への財政支援について検討してまいります。
宇部市	現在、本市では、介護事業所の人材確保として、介護職等就職支援助成制度を実施し、人材確保の一助になるよう支援しています。また、山口県においては、食料費や光熱費等の物価高騰の影響を受けている介護施設に対して「物価高騰対策支援事業補助金」及び「光熱費高騰対策支援金」を実施しており、本市も市内介護事業者に当該補助金の活用について周知を行っています。なお、本市では「宇部市介護給付費準備基金」を運用していますが、条例上介護給付費の支給に備えることを目的としており、当該基金を活用しての介護事業者への直接的な財政支援は困難です。引き続き、持続可能な介護保険制度を運営するため、介護事業所の確保や安定したサービス提供の維持のため、国の動向及び制度改正等の把握に努めていきます。
山陽小野田市	本市では、山陽小野田市介護給付費準備基金を設置し、基金を積み立てております。この介護給付費準備基金の設置目的は、介護保険の介護給付費の支給に備えることであり、介護保険被保険者の介護保険料が過度な負担とならないように基金を取り崩し活用しているところであり、第9期計画期間である令和6年度末残高は、約6億8,000万円ですが、第9期計画期間である令和7年度及び令和8年度の2年度で3億6,000万円を取り崩すこととなっており、介護需要が高まる後期高齢者が増加傾向にある現在の状況では、十分な基金が確保できているとは言えない状況です。以上のことから、この基金を活用した介護事業者への財政支援は難しいと考えております。
美祿市	介護給付費準備基金については、介護保険事業特別会計において発生した余剰金を積み立て、介護給付費の財源不足時に充当するために、また、将来の保険料の引き上げ抑制に活用するために設置しています。現時点では、本来の目的以外の用途で取り崩すことは難しいと考えています。
長門市	介護給付費準備基金は、介護保険財政の健全な運営に資することを目的とし、保険の給付に要する費用に不足が生じた場合に備えるものため、基金を財源に介護事業者へ財政支援することは考えていませんが、介護職員の減少、物価高騰等により、介護事業者が苦しい状況であることは認識していることから、必要に応じ市長会等を通じて国や県に要望したいと考えています。

萩市	介護保険財政調整基金積立金は、介護保険事業の安定的な運営を確認するために位置づけられた基金となります。将来の介護給付費の増加や保険料収入の減少への対応、被保険者の保険料負担の軽減などに活用してまいります。
阿武町	介護保険財政調整基金積立金は、介護保険事業の持続的かつ安定的な運営を確保するために位置づけられた基金となります。将来の介護給付費の増加や保険料収入の減少への対応、被保険者の保険料負担の軽減などに活用してまいります。
山口市	物価高騰により介護事業所に影響が出ていることを受け、国は「重点支援地方交付金(正式名称：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)」を活用した支援策を講じており、山口県でも、物価高騰及び光熱水費高騰対策にかかる補助金の交付制度を創設され、事業所に対する支援を実施されています。本市における介護事業者への支援といたしましては、介護人材の確保に向けて、介護人材の採用活動や雇用にかかる経費の一部助成や生産性向上に関する研修等を行っており、引き続き、本制度が活用いただけるよう周知に努めます。
防府市	介護報酬は国の基準により定められており、本市独自の助成を行うことは考えておりません。国へは市長会を通じて要望しております。
周南市	介護給付費準備基金につきましては、市の条例第6条において介護給付費の支給に充てるときや、やむを得ない事由により生じた介護保険の実施のための必要な経費に充てるとき処分できると規定しており、介護事業者への財政支援に充てることができません。しかしながら、介護事業者の現状を鑑み、今年度、介護事業者への物価高騰対策として、市内の訪問・通所系の介護サービス事業所144箇所に対し、燃料費の一部について支援を行っております。
下松市	介護保険財政調整基金積立金を財源とした介護事業者への財政支援につきましても、現在のところ実施の予定はありませんが、県内各市町の動向等を注視してまいります。
光市	介護保険事業特別事業会計において生じた余剰金等は、介護給付費準備基金に積み立て、給付費の不足が生じた場合には基金を取り崩して充当し、安定して保険給付を提供できるように備えています。介護事業者に対しては、光熱水費や物価の高騰等への対策として、現在も国や県と連携して支

	援を展開していますが、今後の情勢に注視し、引き続き適切な支援策を検討してまいります。
田布施町	本町が保有する基金は、介護保険料の負担軽減のため、現計画期間中ににおいて計画的に取り崩すこととしております。介護給付費が計画を上回る状況で推移しており、介護事業者への財政支援は困難といわざるを得ません。
平生町	地方における社会資源は限られており、訪問介護サービスは在宅生活を送る高齢者にとって非常に重要な基幹的サービスであると認識しております。介護給付費準備基金は、令和7年度当初予算編成後の数値としては約1億7,800万円でありますが、当基金は1号被保険者の介護保険料を積み立てたものであり、介護給付費の備えとして設置されていることから、当準備基金を財源として事業者補助することは考えておりません。
上関町	町としては、国における報酬改定が必要であると考えており、引き続き町内事業者の意見等をつきつかり聞きながら、住み慣れた地域でその人に応じた適切なサービスが安定して提出できるよう介護サービス全体における処遇改善の取組みの継続を含め、国や県に機会を捉えて要望してまいります。
柳井市	介護保険財政調整基金については、介護保険制度を安定的に運営するための財源として積み立てているものであり、国の制度上、事業者への直接的な財政支援に活用することは難しい状況です。
柳井市	しかし、介護サービスが地域で継続して提供されることは極めて重要であるため、国や県に対して必要な支援を要望するとともに、地域の実情に応じた支援策や関係事業者との連携強化など、可能な対応を検討してまいります。
周防大島町	介護サービスを担う人材の減少について、従事者の賃金の水準が課題の一つであることは認識しております。
周防大島町	介護保険制度には、介護保険財政安定化基金や介護給付費準備基金の基金があり、いずれも介護保険事業計画期間における介護保険財政の安定を図るための基金であることから、介護保険事業者の財政支援の原資とすることは基金の目的にそぐわないと考えます。
周防大島町	本町では、介護人材の確保・定着を図り、介護サービスを安定して提供するため、令和6年度より、町内の介護事業所等に常勤の有資格介護従事者として就職し、就労開始日から1年以上常勤として継続して就労される方に支援金を支給しています。
周防大島町	さらには、就労開始の3か月前から就労開始後1年以内に本町へ転入し、1年を超える期日を超えて継続して町内に居住する方には5万円が転入加算されます。
周防大島町	令和6年度の実績として、介護従事者就労定着支援金を5名に支給しました。対象者は転職就職者5名、うち1名は転入助成該当で、総支出額は40万円です。
周防大島町	また、物価高騰対策としては、令和4年度と令和5年度、令和6年度(翌年度へ繰越)に介護保育等物価高騰対策支援金給付事業(新型コロナウイルス対策策)として、物価高騰の影響を受けた町内の介護事業者、障害福祉サ-

	ビス等事業者及び保育等事業者(町立は除く)に対しての支援金を支給しております。
	その実績は、令和4年度が、85事業者に対して33,120千円、令和5年度が、同事業者数に33,890千円を支給しております。令和6年度(繰越)は、81事業所に対し、32,360千円を支給する見込みです。
岩国市	なお、本町には、介護保険財政調整基金はありません。
岩国市	昨年度の介護報酬の改定では、特に中山間地域の訪問介護事業所等で大きな打撃がありました。
岩国市	そのため、市では、今年度予算において、過疎化の進む不採算地域における、地域福祉の最後の砦である社会福祉法人の運営する訪問介護事業を支援することとし、長距離の移動を伴う訪問に対する補助制度を一般財源にて創設しました。
岩国市	また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている介護事業所等の負担軽減のために、今年度、電気料金、ガス料金等についての物価高騰対策支援金を交付することとしております。
岩国市	今後も、次期介護報酬改定について国の動きを注視しつつ、介護事業所等の状況把握に努め、必要とされる支援を検討してまいります。
和木町	・検討します。

③次期介護制度見直し(2027年)では、1.介護保険・利用料の2割・3割負担の対象者拡大、2.介護施設利用者の室料負担増、3.ケアマネージメントへの自己負担導入。などが検討されており、国や審議会に反対の声を上げていただくこと。

下関市	次期介護保険制度の見直しにつきましては、今後の国や審議会の動向を注視し、必要に応じて要望等の実施を検討してまいります。
宇部市	持続可能な介護保険制度の運営のため、今後の介護保険制度の見直しについては、国、県及び他市の動向を注視しつつ、利用者への影響の把握に努め、必要に応じて市長会などを通じて国、県への要望を検討してまいります。
山陽小野田市	国の動向を注視してまいります。
美祿市	安定した介護サービスを将来にわたって継続的に行うためには、上昇していく高齢化率の状況に対応するための制度の見直しが必要と考慮しております。この問題は全国的な問題であり、現在、国において検討が進められており、今後の国の動向を注視したいと考えます。
長門市	介護保険を利用される方の負担増となることから、できるだけ慎重であるべきと考えますが、現在国において議論されていることから、今後も国の動向を注視していきたく思います。
萩市	次期介護保険制度見直しに係る検討課題については、今後の国の動向を注視しつつ、県や他市との連携を図りながら、必要に応じて山口県市長会等を通じて要望を検討してまいります。
阿武町	2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険事業費の増大はピークを迎えます。地域における介護サービスの提供体制を維持するためにも、自治体だけでなく関係機関とも連携を取りながら国に対し、改善を求めていきます。
山口市	1. 介護保険・利用料の2割・3割負担の対象者拡大。 介護保険の利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準については、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討することとされています。 また、3割となる「現役並み所得」の適切な判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、検討することとされています。 2. 介護施設利用者の室料負担増 介護施設利用者の室料負担増については、令和6年度介護報酬改定で決定した一部の施設の多床室の室料負担の見直しを踏まえた上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行うこととされています。 3. ケアマネージメントへの自己負担導入 ケアマネージメントへの自己負担導入については、利用者やケアマネージメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行うこととされています。

	いずれも、2025年末までに結論が得られるように検討することとされており、必要に応じて全国市長会を通じて、国に要望を行ってまいりたいと考えております。
防府市	(資料) 第125回社会保障審議会介護保険部会 資料1(令和7年9月29日) 介護保険財政への影響も含めて考慮した上で、御提案の内容について検討してまいります。
周南市	介護保険の利用料の2割・3割負担の対象者拡大や介護施設利用者の室料負担増及びケアマネージメントの自己負担導入については、国により、慎重に議論されるべきものと考えておるところでございます。 現在、制度改正の内容は確定していない状況ですので、本市といたしましては、引き続き、国における今後の議論を注視し、必要に応じて対応してまいります。
下松市	国において次期介護保険事業計画期間が開始される2027年度に向けて検討が進められているところであり、引き続き国の動向等を注視してまいります。
光市	給付と負担のあり方については、国において、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて検討されるものと認識しており、引き続き動向を注視したいと考えています。
田布施町	現時点において、本町の方針は定まっていませんが、今後、地域住民や介護関係者等の声をふまえて検討していきます。
平生町	介護保険自己負担割合2割・3割の対象者拡大や介護施設利用者の室料負担増、ケアマネージメントへの自己負担導入については、仮に導入されれば、被保険者への大きな影響があるものと認識しております。 介護保険制度については様々な場面において議論がなされると考えておりますが、財政面だけの議論ではなく、安心して地域で暮らす住民目線の十分な議論が必要と考慮してまいります。機会を捉えて国や県に対して現場の声を届けてまいります。
上関町	利用する人は低所得者が多いため、負担を増やすことでサービス利用をためらうことにつながり、適切なサービス提供にならない可能性があります。町として、国にも要望を上げたいと思います。
柳井市	介護保険の給付費等の財源は、公費と介護保険料で賄われています。 介護施設利用者の負担割合の変更や、介護施設利用者の室料負担の変更、ケアマネージメントへの自己負担導入は、被保険者の介護保険料にも大きく影響を及ぼすことから、国の報酬改定等の議論を注視していきたくと考えております。
周防大島町	今期の介護保険事業計画では、高齢化率の増加と介護報酬の増額改定を鑑み、介護保険料を月額100円増額(第5段階・基準額)いたしました。 こうした状況にあつて、次期介護保険事業計画における介護サービス利

2025年 自治体キヤラバン要請・懇談事項

山口県社会保障推進協議会

4. 生活保護のしおりについて

- ① 貴自治体の「生活保護のしおり」を憲法や生活保護法の主旨に基づき改善すること。HPに「生活保護のしおり」及び「生活保護利用者のみなさんへ」等の全文をアップすること。「生活保護のしおり・利用者みなさんへ」を資料として提供すること。

下関市	<p>本市では、「生活保護のしおり」を2種類用意しております。一方は、生活保護の制度の確認を希望される方向けに、生活保護の制度の概要を示したものです。もう一方は、生活保護の受給が決定した方向けのもので、生活保護を受給するうえで、必要なことが示されており、こちらが要望の文中にある、「生活保護利用者のみなさんへ」に該当するものと思われれます。</p> <p>また、本市のHPでは、生活保護の制度をよく理解していただくために、制度の説明や手続きの流れ、支給される保護費の種類、留意事項などの基本的なこと等について、わかりやすくまとめて掲載しております。生活保護の相談に当たっては、窓口等で直接状況を確認することが大切だと考えておりますので、面談の際に十分な説明を行っており、HPに「生活保護のしおり」の全文をアップしておりません。</p> <p>なお、要望の文中にある、「憲法や生活保護法の主旨に基づき改善すること」につきまして、具体的にどのようなように改善したら良いのかをご教示いただければ、検討したいと考えております。</p> <p>今後も、国や県から案出される通知等により内容の見直しが生じた場合は、迅速に対応してまいります。</p>
宇部市	<p>「生活保護のしおり」については、憲法や生活保護法の主旨をわかりやすいように明記し、生活保護の相談時の制度説明等に活用しています。</p> <p>引き続き制度改正等注視するとともに、よりわかりやすい内容となるようウェブサイトや「生活保護法のしおり」の改善に努めていきます。</p>
山陽小野田市	<p>「生活保護のしおり」は、生活保護制度の内容を簡潔にまとめた資料であり、制度を理解していただくための重要なツールです。</p> <p>そのため、利用者に配慮したわかりやすいものになるように適宜見直しを行っております。(最終改訂：令和7年1月6日)</p> <p>本市の「生活保護のしおり」については、憲法や生活保護法の趣旨に基づき作成しており、生活保護は憲法上の権利であることを周知するために「生活保護の申請は国民の権利です」と1ページ目の文頭に明記しております。</p> <p>HP上にも「生活保護のしおり」を掲載しています。</p> <p>今後も必要に応じて適宜改善していきます。</p>
美祿市	<p>本市で運用している「生活保護のしおり」については昨年度の要請を受け、憲法や生活保護法の主旨に基づき改善し、現在、市のホームページに掲載</p>

	<p>用者の負担を増やす制度の見直しは、近年の物価高騰のあおりに受けていく一般家庭の家計に更なる悪影響を及ぼし、介護サービスの利用控えを招く恐れがあります。これにより、家庭の介護負担が増大するだけでなく、介護事業所の収益が減少することにもつながり、介護業界をさらに苦境に追い込むことにもなりかねません。</p> <p>本町といたしましては、利用者の負担を増やすような見直しに、反対の意思を示していきたいと考えております。</p> <p>今後も介護給付費の増加が見込まれ、介護保険サービスを維持していくためにも介護職員等の処遇改善が求められていることなどから、それらに充当する財源の確保も当然必要であり、国で慎重に議論が進められているところですので。</p> <p>市としましては、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて国への働きかけを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>・検討します。</p>
岩国市	
和木町	

	<p>しています。</p> <p>「生活保護利用者のみなさんへ」に該当する書面はなく、当市では「生活保護を申請するまえに」の文章を生活保護に係る相談を受けた際にしおりと併せて手交しています。文章の記載内容については近年改訂されていないため、内容を精査の上必要に応じて改訂し、ホームページへの掲載を今年度中に行います。</p>
長門市	<p>本市では、「生活保護のしおり」を適宜修正しながら対応しています。</p> <p>また、長門市HPに掲載しており、閲覧やダウンロードができるようになっています。</p>
萩市	<p>現行の「生活保護のしおり」の点検・改善を行い、憲法や生活保護法の主旨に基づいたより分かりやすく適切な「生活保護のしおり」作成しました。</p>
阿武町	<p>併せて、HPへも掲載しております。</p> <p>(記載なし)</p>
山口市	<p>「生活保護のしおり」の内容につきましては、昨年度、貴協議会からの要請に基づき、生活保護を検討している方や生活保護を受給中の方に、憲法や生活保護法の主旨を踏まえ、制度の内容をより分かりやすくご理解いただくため、必要な見直しを行ったところです。本年4月から新たなしおりを使用しているところであり、全文を市公式ウェブサイトで公表しています。</p>
防府市	<p>本市の「生活保護のしおり」につきましては、生活保護をはじめ受給される方や受給中の方などが、生活保護制度のしくみや手続等について正しく理解していただくため、読みやすく分かりやすい「しおり」にしております。</p> <p>前年度の自治体キャラバンの要請を踏まえ、憲法第25条の「生存権」の条文や、自立の概念、八つの保護の種類を迫記する等しおりの一部見直しを行い、ホームページに掲載しております。</p> <p>なお、本市においては「生活保護のしおり」を保護受給中の方にお配りし、年1回以上しおりを用いて口頭で説明をしておりますので、受給者専用の「利用者のみなさんへ」については作成しておりません。</p>
周南市	<p>「生活保護のしおり」につきましては、別紙のとおり見直しを行いました。</p> <p>HPの内容につきましては、より分かりやすいものになるよう検討してまいります。</p>
下松市	<p>本市の「生活保護のしおり」につきましては、憲法や生活保護法の趣旨に基づく内容となるよう改善するとともに、市HPにおいて全文をアップいたします。なお、「生活保護のしおり」は、別添のとおりであります。</p>
光市	<p>本市の「生活保護のしおり」については、憲法や生活保護法の主旨に基づいて作成できていると考えています。</p> <p>「生活保護のしおり」のHPへの掲載については、現在掲載していないため、PDFデータ等を掲載することを今後検討します。</p>
田布施町	<p>本市は、福祉事務所を設置していないため、生活保護事務を所管してお</p>

	<p>りません。このような要請が貴協議会から本町にあったことを申し伝えま</p> <p>す。</p>
平生町	<p>本町では福祉事務所を設置していないため、生活保護の相談・申請窓口は山口県東部社会福祉事務所となりますが、生活に困りごとを抱えた住民からの相談があった場合には、県東部社会福祉事務所と連携して、必要な支援につながるよう相談支援に努めています。</p>
上関町	<p>町内に福祉事務所がありませんので、生保事務については県社福（東部福祉事務所）となります。今後も県社福と相談し、生活保護法の主旨に基づき、生活困難な方への相談等を含め、改善していきたいと思えます。</p>
柳井市	<p>これまでも山口県の指導等により、内容の改善等行っており、市として市民にわかりやすいものとなるよう主体的に改善を行ってまいります。</p> <p>また、HPについては、必要性等も含め今後検討してまいります。</p>
周防大島町	<p>本町の生活保護業務で配布する「しおり」につきましては、相談時に利用、配付する「生活保護相談のしおり」と主に被保護者に向けた「生活保護のしおり」の2種類を適宜使用しています。「生活保護相談のしおり」は職員に申し出ることなく、自由にお持ち帰りいただけるよう、申請書とともにカウンタースタッフに配置しております。いずれのしおりも生活保護制度の「適正な周知」と広範に及ぶ対象者に「平易、簡潔」な記述であることも重要と考えております。</p> <p>紙面の「充実」と「簡潔」は両立が困難な部分がありますが、今後も相談、ケースワークの現場における相談者、被保険者の声を反映した「しおり」となるよう、努めてまいります。</p>
岩国市	<p>「生活保護のしおり」につきましては、昨年度見直しを行い改善しております。</p> <p>HP公開につきましては、相談用と決定後用の2パターンをそれぞれ「①生活保護とは」「②生活保護を受け始めた方」という見出しで掲載しております。</p> <p>・検討します。</p>
和木町	

2025年 自治体キヤラバン要請・懇談事項

山口県社会保障推進協議会

5. その他

①18歳以上の軽度・中等度難聴者に補聴器購入時の助成制度を創設・拡充すること。

下関市	<p>現行の助成制度といたしまして、身体障害者手帳を交付されている方及び身体障害者手帳の交付対象とならない程度の18歳未満の難聴児を対象に補聴器購入費の一部を助成しております。</p> <p>また、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を目的として、令和6年度から、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、医師が補聴器の使用が必要と認めた65歳以上の中等度難聴の方を対象に補聴器購入費の一部を助成しております。身体障害者手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の年齢の方に対する補聴器の購入費の助成につきましても、引き続き、全国的な動向などを注視してまいります。</p>
宇部市	<p>現在、18歳未満の軽度・中等度難聴児へは、言語能力の健全な発達を図る観点から「山口県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱」に基づき、補聴器購入費等の助成を実施しています。</p> <p>18歳以上の軽度・中等度難聴者に対する助成については実施していませんが、国や他自治体等の動向を注視していきたく考えています。</p> <p>高齢者への補聴器購入助成制度については、令和5年4月の山口県市長会を通じて国に制度の創設を要望しており、引き続き県内他市の動向や制度内容を調査のうえ検討してまいります。</p>
山陽小野田市	<p>現在、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者等の方への補聴器購入費用の助成につきましては、補装具費として支給を行っており身体障害者手帳を交付されない18歳未満の軽度・中等度難聴児につきましても、山口県と市で補聴器購入費用の一部を助成しているところです。</p> <p>また、本市においては、令和7年8月から65歳以上の中等度難聴者の方を対象とした補聴器助成制度を創設したところであり、本制度の周知に努めてまいります。</p>
美祿市	<p>平成24年8月から、県の制度として軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、18歳未満の補聴器の購入費等の一部を助成しており、実施主体は市町となっています。当該難聴児が18歳に達したとき現制度から外れるものであり、18歳以上の軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入助成については、その需要や県・他市町の状況を勘案し検討していきたく考えています。</p>
長門市	<p>高齢者については、令和2年度において、医師を交えて軽度・中等度難聴者への補聴器購入費補助制度の検討を行いました。その結果、補聴器についてはある程度聴力が低下してからの使用が有効であり個人差もあるのことで、まずは、耳鼻科への受診により聴力検査を行った後、必要があれば補</p>

	<p>聴器を導入するのが適当であるとの結論となっており、同様に、18歳以上65歳未満の軽度・中等度難聴者障害者についても、障害者総合支援法に基づく支援が基本であると考えています。</p> <p>難聴者への対応として、市役所本庁の総合受付において、試験的に軟骨伝導イヤホンの貸出を中四国地方では初めて令和5年7月から開始し、その後支所・出張所・地域包括支援センターにも配置範囲を拡大しております。</p> <p>利用者のうち約65%の方から良く聞こえたとの感想を伺っております。これらから、今後も助成制度については具体化に向けて研究を継続することとしてまいります。</p>
萩市	<p>加齢に伴う高齢者の難聴は、コミュニケーションの低下や社会参加の減少を招き、引きこもりや認知機能低下のリスクを高める要因となっていることから、補聴器購入の支援については、市独自の支援制度を検討しております。また、相当の財政的負担も伴うことから、令和5年4月の山口県市長会議に提案し、関係省庁や国会議員等に財政支援の要望を行っております。</p> <p>18歳以上65歳未満の軽度・中等度難聴者の支援につきましては、要望がどの程度あるのか等、状況を把握し、県内他市の状況も見ながら研究してまいりますと考えております。</p> <p>助成制度の創設については、住民の方々からのニーズを確認しながら、検討してまいります。</p>
阿武町	
山口市	<p>18歳以上の軽度・中等度難聴者を対象とする、補聴器購入に対する助成制度につきましては、既存の障害福祉制度との関連性もありますことから、国全体の課題であると考えているところがございます。</p> <p>全国市長会におきましても、令和2年6月に、「軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと」という提言を採択し、以降毎年全国会議員及び関係府省等に対して、その実現について要請しており、今年度も「障害者福祉施策の充実強化に関する提言」の一つとして、補聴器の交付基準・修理基準の見直しを要請されたところがございます。</p> <p>本市におきましても、県内他市の取組や動向を注視しながら、引き続き国に対して要望してまいりますと考えております。</p>
防府市	<p>難聴者に対する補聴器購入の助成制度につきましては、国全体で取り組むべき問題であると考えており、引き続き、市長会等あらゆる機会を通じて国に制度創設を要望してまいります。</p> <p>また、難聴と認知症の因果関係等について情報収集を行い、市としての対応を検討してまいります。</p>
周南市	<p>難聴は軽度・中等度・高度・重度に分類され、このうち軽度は小さな声の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する程度、中等度は普通の大きさの声の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する程度とされています。</p> <p>高度・重度難聴者は身体障害者手帳の交付を受け、補聴器購入の際、障害者総合支援法に基づく補助を受けることができます。また、軽度・中</p>